

A3 産前産後休業期間中とその休業終了後30日間は、解雇することが禁止されています。

ただし、天災等のやむを得ない理由で会社が継続できない場合を除きます。この場合は労働基準監督署長の認定が必要です。

他にも次のようなことが禁止されています。

- ・女性労働者の婚姻、妊娠、出産を退職理由として定めること
- ・女性労働者が婚姻したことを理由として解雇すること
- ・女性労働者が妊娠し、出産したこと、労働基準法の母性保護規定の適用を受けたことを理由として解雇その他不利益な取扱いをすること

[均等法 9]